

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

| 報告書 頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。 | 関係課 | 措置の区分 | 今回の措置状況 | 基準日 |
|-----------|---|-------|-------|--|-------------|
| 33 | <p>第4 結果及び意見 【2】教育総務課 3. 監査の結果及び意見 (1) 学校における物品管理について ②物品の現物確認を実施すべき（結果） 物品台帳に基づく物品の現物確認が行われていない場合、処分したものについて物品台帳の除却処理漏れが発見されない可能性や、物品の盗難・紛失等を見ることができない可能性、個人からの寄附について手続が漏れること等により、本来管理すべき物品が物品台帳に登録されず、管理対象が分からなくなる可能性等がある。 これらのリスクに対しては、物品台帳が網羅的・正確に作成され、管理対象の物品が特定される状態にあることが必要である。そのためには、現物確認による物品台帳と現物の照合により、管理すべき物品について物品台帳に網羅的・正確に記載されていることを確かめるべきである。 なお、現物確認に関しては、教育総務課がその要綱を定めて、各学校に周知したうえで、毎年度実施することが有効であると考えられる。その際、実施方法については各学校の担当者の負荷を鑑みて、一斉に全件対象で実施する以外に、ローテーションを導入して、2～3年間で全件を確認するといった方法についても検討することが望まれる。</p> | 教育総務課 | 検討中 | 令和4年度から物品の現物確認を行うため、指針の制定と学校現場へ周知するための準備を行っています。ただし、学校数も多く、また物品が多数あることから、初年度の整理もあるため、1年当たり約15校分を行い、5年間でローテーションする予定で調整しています。 | 令和4年3月31日現在 |
| 43 | <p>第4 結果及び意見 【2】教職員課 3. 監査の結果及び意見 (2) 健康管理医による面接指導について ②健康管理医面接指導制度を適切に運用すべき（結果） 長時間労働時間（80時間超/月）の教職員数が平均200人（割合10%超）と長時間労働者が多いことが問題視されている中、精神疾患による休職者を未然に防ぐためにも健康管理医による面接指導の実施がより重要であると考えられる。 このため、市教育委員会は、学校等安全衛生管理者に対する総括安全衛生委員会研修会等の中で、「面接指導自己チェック票」の活用や教職員を守るために制度として実施される健康管理医面接指導の必要性、重要性を理解してもらう内容を盛り込むなど、長時間勤務等に係る健康管理医面接指導制度を周知し、適切に運用すべきである。</p> | 教職員課 | 措置済 | 市立学校において令和元年10月からタイムレコーダーによる勤務時間の客観的な記録を開始したことを受け、同月に「長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ」の大幅な見直しを行いました。タイムレコーダーによる記録から、学校長が、勤務時間外在校等時間が1月当たり80時間を超過している教職員に健康管理医による面接指導を呼びかけるとともに、教職員課から健康管理医に80時間を超過している教職員の一覧を提供しています。その結果、見直し前と比較し、面接を希望する教職員は増加しています。また、勤務時間外在校等時間が極めて長い教職員が多い学校については、学校長から状況を聞き取り、改善を促しています。 | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

| 報告書 頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。 | 関係課 | 措置の区分 | 今回の措置状況 | 基準日 |
|-----------|---|-------|-------|--|-------------|
| 43 | <p>第4 結果及び意見 【2】教職員課 3. 監査の結果及び意見 (2) 健康管理医による面接指導について ③書面間の記載を整合させるべき（結果） 市教育委員会から各校長へ周知している『長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ』においては、「学校等安全衛生管理者（校長）は時間外勤務が1月当たり80時間を超え疲労の蓄積が認められる教職員、若しくは学校等安全衛生管理者が80時間を超えなくても総合的に判断し、必要と認めた教職員に『面接指導自己チェック票』を提出」させ、その後、教職員からの面接指導の申出があった場合に、健康管理医による面接指導を実施することとなっている。しかし、『面接指導自己チェック票』には、「このチェック票は、医師による面接指導を受ける労働者本人が、あらかじめ自己チェックし、必要事項を記入した上で医師または提出窓口へ提出し、医師の判断・指導に役立てるものです。」と、健康管理医による面接指導を希望する労働者のみが提出を必要とするような説明文が記載されており、本来の趣旨と異なる。当該『面接指導自己チェック票』は、学校等安全衛生管理者及び労働者本人が、健康管理医による面接指導実施の必要性を判断する資料であることを記載するなど『長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ』と整合させるべきである。</p> | 教職員課 | 措置済 | <p>市立学校において令和元年10月からタイムレコーダーによる勤務時間の客観的な記録を開始したことを受けて、同月に「長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ」の大幅な見直しを行いました。見直しの際に、奈良市教職員総括安全衛生委員会の部会で意見を求めたところ、部会員（教員等）から「80時間超過の教職員全員に自己チェック票を記入させるのは時間がかかり教職員の負担が増える」といった意見があったため、80時間超過の教職員に対しては、まず面接指導の希望の有無を確認し、面接指導希望者のみ「面接指導自己チェック票」を記入する運用に変更しました。したがって、令和元年10月以降、書面間の記載の整合性は保たれています。</p> | 令和4年3月31日現在 |
| 51 | <p>第4 結果及び意見 【4】地域教育課 3. 監査の結果及び意見 (4) バンビーホームに関する中長期修繕計画について ②中長期的な修繕計画を作成すべき（結果） バンビーホームは利用対象者が児童であることを考慮すると、安全に配慮しなければならず、安全確保のために計画的な修繕等の対応が必要であるが、固定資産に関する中長期的な修繕計画が策定されていなかった。中長期的な修繕計画が作成されない場合、予算の制約等により必要な修繕が先送りになる等といった事象が発生し、安全性を配慮すべき施設について適時適切な修繕が行えないというリスクが発生する可能性がある。 したがって、中長期的な修繕計画を作成し、必要な予算を計画的に見積もることで適時適切な修繕が実施可能な体制を構築すべきである。</p> | 地域教育課 | 検討中 | <p>現在、バンビーホームに対する修繕は、毎年度、各施設の状況の確認を行い、次年度の予算要求に計上しています。中長期的な修繕計画の作成については、空調設備などが対象として想定されますが、今後、項目を精査し、引き続き修繕スケジュールの策定を検討します。</p> | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

| 報告書 頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。 | 関係課 | 措置の区分 | 今回の措置状況 | 基準日 |
|-----------|---|-------|-------|--|-------------|
| 55 | <p>第4 結果及び意見 【5】学校教育課 3. 監査の結果及び意見 (2) 情報セキュリティ監査について ②対策基準に基づき定期監査を実施すべき(結果) 現状として、市教育委員会では人手不足の影響もあり、情報セキュリティ監査を行うための計画の策定や環境の構築をしていないため、情報セキュリティ監査を行っておらず、「奈良市立幼稚園・小・中・高等学校における情報セキュリティ対策基準」に反している状態にある。情報セキュリティ監査が行われなければ、当該基準の遵守状況(外部からの不正アクセスや不正改ざん、個人情報漏えいや不正利用等への対応等)が適正かどうか判断できないおそれがある。 当該基準の遵守状況の適正性を判断し、事故の発生を未然に防止するためにも、情報セキュリティ監査の実施要領等を策定し、基準に基づく監査を実施すべきである。</p> | 学校教育課 | 措置済 | 令和元年10月7日に情報セキュリティ監査(書面監査)を実施し、USBメモリ、SDカードの管理簿の改定を行いました。その後、令和2年5月1日に教育情報セキュリティポリシーを改訂し、令和3年2月18日付けで各学校に実施手順書の作成を依頼し、その中で新たにUSBメモリ、SDカードの持出簿を定め、記憶媒体を持ち出す場合の記録の徹底を図りました。さらにUSBメモリ及びSDカードについては毎年棚卸の確認を実施するよう改めました。 | 令和4年3月31日現在 |
| 65 | <p>第4 結果及び意見 【7】保健給食課 3. 監査の結果及び意見 (3) 未収債権の管理状況について ②債権管理条例第11条に基づいた調査を実施すべき(結果) 「決算における未収債権状況調査表」では、債権管理条例第11条に基づいた調査が行われていない。これは、後述するマニュアルがなく、調査方法が定まっていないことが原因である。本来であれば、公金である以上、必ず徴収することが望ましいが、債務者の死亡や破産などにより、徴収できなくなる場合が存在する。そのような場合には債権の消滅を認識すべきであり、管理コストもかさむことから、債権を放棄できるように条例で定めている。 この条例の趣旨を鑑みると、給食費の未収債権も同様に債権管理条例第11条に該当すべきものがないか調査すべきである。</p> | 保健給食課 | 検討中 | 令和2年3月に「学校給食費管理マニュアル」を作成し、債権放棄事由に該当した場合、処理を行うことを明記してました。今後、給食費の未収債権について該当するものがあるか調査を行っていきます。 | 令和4年3月31日現在 |
| 66 | <p>第4 結果及び意見 【7】保健給食課 3. 監査の結果及び意見 (3) 未収債権の管理状況について ③未収債権管理のためのマニュアルを作成すべき(結果) 現在、市では包括的な債権管理条例はあるものの、給食費の回収に関するマニュアル等はなく、明確な基準に基づいた管理が行えていない。マニュアルがないと、管理作業が属人的になるおそれがあるのに加えて、業務に漏れが発生しやすくなると考えられる。給食費収入の歳入管理のためにマニュアルは非常に重要であり、市教育委員会は未収債権管理のためのマニュアルを作成すべきである。 なお、市教員委員会の担当者によると、現在マニュアルを作成中とのことであり、令和元年度末に完成予定とのことである。</p> | 保健給食課 | 措置済 | 令和2年3月に策定した「学校給食費管理マニュアル」に基づき業務を行うよう改めました。 | 令和4年3月31日現在 |

令和元年度「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

| 報告書 頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。 | 関係課 | 措置の区分 | 今回の措置状況 | 基準日 |
|-----------|--|------------------|-------|--|-------------|
| 72 | <p>第4 結果及び意見 【9】小学校・中学校 2. 監査の結果及び意見 (1) 物品管理について ②物品の棚卸をすべき（結果） 現状、物品の棚卸に関する規程がなく、各学校においても定期的な物品の棚卸が行われていなかった。物品には私物化・盗難等のリスクがあり、これらのリスクを抑制し、物品を適切に管理するためには、棚卸は重要な手続である。物品の棚卸実施ルールを市教育委員会主導で定め、定期的に棚卸を実施し、物品を適切に管理するべきである。 なお、棚卸を実施するには、どこに何が保管されているのかを把握している各学校の教職員が担当することが効率的であるが、学校における物品種類は多岐にわたり、また数も非常に多くなるものと想定される。効率的・効果的に棚卸を実施するに当たっては、例えば、物品の換金可能性や金額的・質的重要性の観点などから一定の基準を設けて棚卸対象や棚卸頻度を検討するなど様々な方法が考えられる。</p> | 小・中学校 (教育総務課) | 検討中 | 令和4年度から物品の現物確認を行うため、指針の制定と学校現場へ周知するための準備を行っています。ただし、学校数も多くまた物品が多数あることから、初年度の整理もあるため、1年当たり約15校分を行い、5年間でローテーションする予定で調整しています。 | 令和4年3月31日現在 |
| 73 | <p>第4 結果及び意見 【9】小学校・中学校 2. 監査の結果及び意見 (1) USBメモリの管理について ②有効な管理簿を用いるべき（結果） 一部の学校で利用されていた「USB 貸出確認表」は、利用者の氏名、持出し範囲（校内・校外）、情報の保存内容などの記載ができない様式になっていた。当該学校では、教頭がUSBメモリの管理責任を有しており、教職員がUSBメモリを利用する場合には、教頭にその目的や利用場所を伝え、教頭が「USB 貸出確認表」に貸出日を記載し、返却があればチェックをしている（USBの利用頻度は月1～2回程度であり、USBメモリ現物も5つだけである）。 しかし、USBメモリを利用する際には誰が何の目的で、どこで利用したのかを明確にしておかないと、情報漏えいがあった場合に初動が遅くなる可能性がある。 また、市教育委員会も通知にて「学校管理USBメモリ持出し簿」を利用することを要請しており、管理に必要な情報が不足している独自様式ではなく、市教育委員会の要請する「学校管理USBメモリ持出し簿」を利用する必要がある。</p> | 小・中学校 (学校教育課) | 措置済 | 令和元年10月7日付けで情報セキュリティ監査（書面監査）を実施し、USBメモリの管理簿の改定を行いました。その後令和3年2月18日付けで各学校に実施手順書の作成を依頼し、その中で「学校管理USBメモリ持出し簿」を定め、記憶媒体を持ち出す場合の記録の徹底を図っています。 | 令和4年3月31日現在 |